

令和元年村上市議会第4回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和元年12月3日（火曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第 1号 生活保護基準引下げ中止を求める請願書
- 第 5 請願第 2号 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げを求める請願書
- 第 6 報第 23号 専決処分の報告について
報第 24号 専決処分の報告について
報第 25号 専決処分の報告について
- 第 7 議第134号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第135号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
議第137号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第138号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
議第139号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
議第140号 村上市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第141号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第142号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例の一部を改正する条例制定について
議第143号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議第144号 下越障害福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
議第145号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議第146号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について
第10 議第152号 市道路線の認定について
議第153号 市道路線の変更について
議第154号 村上市下水道事業の設置等に関する条例制定について
議第155号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第156号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第157号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第158号 公の施設に係る指定管理者の指定について
第11 議第159号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第8号）
第12 議第160号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
議第161号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第162号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第163号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第164号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第165号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第166号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第167号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 請願第 1号 生活保護基準引下げ中止を求める請願書
日程第 5 請願第 2号 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げを求める請願書
日程第 6 報第 23号 専決処分の報告について
報第 24号 専決処分の報告について
報第 25号 専決処分の報告について
日程第 7 議第134号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第135号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 8 議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

- 議第 1 3 7 号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 3 8 号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 3 9 号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 4 0 号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 4 1 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 4 2 号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 4 3 号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第 1 4 4 号 下越障害福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 議第 1 4 5 号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 4 6 号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 4 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 4 8 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 4 9 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 5 0 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 5 1 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 1 0 議第 1 5 2 号 市道路線の認定について
- 議第 1 5 3 号 市道路線の変更について
- 議第 1 5 4 号 村上市下水道事業の設置等に関する条例制定について
- 議第 1 5 5 号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 5 6 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 5 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 5 8 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 1 1 議第 1 5 9 号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第 8 号）
- 追加日程第 1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 日程第 1 2 議第 1 6 0 号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 1 6 1 号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 議第162号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議第163号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 議第164号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 議第165号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 議第166号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 議第167号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

○出席議員（25名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	鈴木一之君
9番	鈴木いせ子君	10番	高田晃君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
13番	嵩岡輝夫君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	21番	佐藤重陽君
22番	大滝国吉君	23番	大滝久志君
24番	山田勉君	25番	板垣一徳君
26番	三田敏秋君		

○欠席議員（1名）

20番 小林重平君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	竹内和広君
企画財政課長	東海林豊君
自治振興課長	山田和浩君
税務課長	建部昌文君

市民課長	八藤後	茂樹	君
環境課長	中村	豊昭	君
保健医療課長	信田	和子	君
介護高齢課長	小田	正浩	君
福祉課長	木村	静子	君
こども課長	鈴木	美宝	君
農林水産課長	大滝	敏文	君
地域経済 振興課長	川崎	光一	君
観光課長	大滝	寿	君
建設課長	伊与部	善久	君
都市計画課長	山田	知行	君
下水道課長	志村	悟	君
水道局長	山田	広良	君
会計管理者	大滝	慈光	君
農業委員会 事務局長	小川	良和	君
選管・監査 事務局長	佐藤	直人	君
消防長	鈴木	信義	君
学校教育課長	菅原	明	君
生涯学習課長	板垣	敏幸	君
荒川支所長	小川	剛	君
神林支所長	石田	秀一	君
朝日支所長	岩沢	深雪	君
山北支所長	斎藤	一浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	小林	政一
事務局次長	内山	治夫
副参事	鈴木	木涉

午前 9時59分 開 会

○議長（三田敏秋君） 改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員数は25名です。欠席の届け出のある者1名です。小林重平議員から病気療養のため欠席する旨の届け出がありましたので、これを許可いたしました。定足数に達しておりますので、これから令和元年第4回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和元年村上市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、本日提出いたしました議案は、報告3件、人事案件2件、条例の制定2件、条例の改正10件、事務及び規約の変更1件、指定管理者の指定8件、市道路線の認定1件、市道路線の変更1件、補正予算9件の合わせて37件であります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶いたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、10番、高田晃君、24番、山田勉君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員会委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取り扱いについてを報告願います。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 改めまして、おはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取り扱いについて申し上げます。

令和元年第4回定例会の会期及び議案の取り扱いを協議するため、去る11月26日午前10時から市役所第1委員会室において、委員7名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日12月3日から20日までの18日間といたしました。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各委員会へ付託いたします。また、一般会計補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、5日、6日、9日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

委員会審査については、特別委員会の設置により11日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、12日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、13日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会をそれぞれ開催いたします。特に一般会計予算・決算審査特別委員会では、各常任委員会の所管部分について分科会ごとに付託議案の休会中審査をお願いいたします。

したがって、各分科会での審査を総括するため、17日には全体会を開催し、各分科会長からの審査報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

そして、20日は本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審議を行い、即決といたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。本定例会は、請願第1号 生活保護基準引下げ中止を求める請願書及び請願第2号 国民健康保険税(料)を協会けんぽ並みに引き下げを求めることを求める請願書については、それぞれ単独上程とし、紹介議員の補足説明を受けた後に市民厚生常任委員会へ付託いたします。

理事者提案の議案の取り扱いについては、以下議案名を省略させていただきますが、報第23号から報第25号までの3議案については一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

次に、議第134号及び議第135号の2議案については一括上程、一括質疑の後、人事案件につき討論を省略し、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第136号から議第143号までの8議案については一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議第144号から議第151号までの8議案については一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、議第152号から議第158号までの7議案については一括上程、一括質疑の後、経済建設常任

委員会へ付託いたします。

次に、議第159号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第8号）については単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置いただき、付託いたします。

次に、議第160号から議第167号までの令和元年度村上市各特別会計補正予算並びに上水道事業会計補正予算の8議案については一括上程、一括質疑の後、議第160号は総務文教常任委員会へ、議第161号から議第163号までの3議案は市民厚生常任委員会へ、議第164号から議第167号までの4議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、一般質問の通告は11月28日正午で締め切ったところ、15名の通告がありましたので、5日、6日及び9日にはそれぞれ5名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告の提出期限は18日、その他の意見書の提出期限は10日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会での協議内容と結果についての報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から12月20日までの18日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月20日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、このたび市民の皆様の安全・安心を守る立場の消防職員が酒気帯び運転による交通事故を起こしたことは遺憾のきわみであり、議員各位並びに市民の皆様に深くおわびを申し上げます。事件の概要であります。11月4日の夜、消防職員が自宅で飲酒後に自家用車を運転し、日本海東北自動車道上り荒川胎内インターチェンジから中条インターチェンジの区間を走行中、センターラインのポールに接触し、車両が走行車線中央で大破する自損事故を起こしました。警察が駆けつけ、

呼気検査を実施したところ、基準値を超えるアルコールが検出されたものであります。当該職員につきましては、11月28日付で懲戒処分による免職とし、上司についても管理監督責任から減給10分の1、1月の懲戒処分としたところであります。

次に、11月6日付で事務処理の遅延により職員の懲戒処分を行っております。介護高齢課におきまして、事業者介護給付費の不正利得に対する返還請求を行うべきところ、消滅時効に対する認識誤りと事務の失念により395万6,495円の損失を与えたものであります。いずれの不祥事につきましても、議員各位並びに市民の皆様の信頼を大きく損なうこととなりました。改めて全職員に対して綱紀の粛正を徹底するとともに、一日も早い信頼回復に取り組んでまいります。

次に、山形県沖を震源とする地震に対する対応経過についてであります。被災住宅リフォーム補助事業につきましては、9月13日に制度拡充を行い、対象者への訪問、電話による案内などの周知を行った結果、11月28日現在、受付件数103件、交付決定額1,830万4,000円であり、拡充前と比較して件数で約2倍、交付決定額で約3倍となりました。義援金の配分につきましては、村上市義援金配分委員会を開催し決定したものであります。対象者は523人であり、2回に分けてお届けすることとしたところであります。1回目は、9月5日から随時お届けをしており、2回目は12月末の配分を予定しているところであります。義援金の額は、それぞれ1,112万円ずつ、合計2,224万円をお届けする予定であります。震災による風評被害が心配されました、市内観光入込客数につきましては、天候不順の影響もあり、7月は大きく落ち込んだものの、9月には前年同期を超えるまでに回復しております。10月から12月までは、また来てね！瀬波温泉サマーキャンペーンの対象期間となっておりますので、より多くの皆様にご利用していただきたいと考えているところであります。

また、第3回定例会でご報告を申し上げた以後、本市に寄せられました支援のうち、議会報告につきまして了承を得ることができました見舞金、義援金につきましては、配付資料のとおりであります。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

次に、例年に比べて熊の目撃情報が非常に多く、憂慮しておりましたが、熊による人身被害が発生いたしました。10月23日午前8時ごろ、山辺里の門前川右岸を散歩していた男性が村上東中学校直近の光陽橋付近で熊に襲われ、頭部右側を負傷し、救急搬送されました。改めて、被害に遭われた方に対しましてお見舞いを申し上げます。本市の対応といたしましては、鳥獣被害対策実施隊の出動を決定し、午前10時から村上警察署と門前川を若鮎橋から坪根橋までのパトロールを行い、その後おりを2カ所設置をいたしております。また、情報の周知につきましては、むらかみ情報ねっつによるメール配信、防災行政無線及び区長を通じての周知のほか、看板設置や広報車による注意喚起を行っているところであります。

次に、令和元年第3回定例会でご報告申し上げた以後、配付資料のとおり火災の発生状況につきましては建物火災1件、車両、その他2件で、合計3件であります。

次に、寄附の申し出についてであります。寄附につきましては、配付資料のとおりであり、多く

の善意が寄せられました。ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年8月から10月までの間に2,698件、総額で6,096万3,972円の申し込みを受けることができました。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用をさせていただきます。

次に、台風19号により被害に遭われた神奈川県山北町及び福島県相馬市への給水支援、福島県郡山市へのチームにいがたとしての住家被害認定調査及び長野県への村上総合病院DMAT支援活動につきまして、本市職員の派遣状況は報告書に記載のとおりであります。6月の山形県沖を震源とする地震発生の際、本市は全国の皆様から多くのご支援をいただき、復旧の歩みを着実にすることができております。その感謝とお互いさまという気持ちを大切に、派遣に際しましては、できる限り速やかな対応をさせていただいたところであります。

次に、天皇陛下御即位慶祝事業といたしまして、10月21日に本庁及び各支所におきまして記念植樹を行ったところあります。植樹いたしました桜の苗木がこの地にしっかりと根を張り、美しい花を咲かせることで天皇、皇后両陛下のご即位につきまして市を挙げてお祝いを申し上げますシンボルとなりますよう、ご祈念を申し上げるものであります。また、10月30日には雅子皇后陛下のご実家であります小和田家へのお祝いの品を持参し、祝意を申し述べさせていただいたところあります。小和田様ご夫妻の温かいお言葉とお人柄に触れ、小和田家と村上市のご縁に改めて深く思いをいたしたところあります。

最後に、村上市スケートパークで行われました大韓民国ローラースポーツ連盟選手団の強化合宿についてであります。山形県寒河江市から大韓民国ローラースポーツ連盟選手団の強化合宿の会場として村上市スケートパークを利用したいとの申し出があり、11月11日から21日までの間、指導者2人、選手5人、計7名の受け入れを行いました。11月13日には大韓民国ローラースポーツ連盟選手団と村上市スケートボード初心者体験スクールの生徒40人による合同練習と交流事業も行われ、技術の向上とともに市民との交流が図られました。来年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、今後も合宿の受け入れに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） おはようございます。ちょっと市長の諸般の報告の中で、職員の酒気帯び運転と、それから介護事務の失念によりまして約400万円の損害を与えたということとかを非常に市民から市職員のモラルが低下しているのではないかという、危惧されるというようなことも指摘されているのですけれども、実は市長は9月定例会でも職員の不適切な事務、生活保護者の支払いを滞ったというようなときも、今回と同じように全職員に綱紀肅正を指示したところだ。信頼回復に取り組むというようなお話をされています。私は、今回もこういうようなことがあったので、これまでのその綱紀肅正の取り組みが本当に適切であったのかどうか。あるいは、その不祥事を引き起

こす土壌がなかったのかどうかということをやっぱり厳しく見直す必要があるのではないかというふうに感じているのです。ですから、そういうチェック機関とか、そういうようなものを設ける必要があるのではないかと思うのですけれども、市長としてはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも、綱紀肅正につきましてはそれぞれの事案に応じてしっかりとそこにどこに原因があったのか、何が問題でこういうことになったのかということをお必ず検証させていただいております。当事者はもちろんでありますけれども、それを前例としてしっかりとこういうことが起こらないように未然に防ぐ、それを各課含めて組織全体としてつくっていくという、この信念のもとにこれまでも取り組みを進めてきました。ただ、こういう形でそれが完全になくならないという状況のところについては、真摯に反省をしなければならないというふうに思っておりますし、今まで取り組んできたものがもし足りないところがあるのであれば、さらにそれをしっかりと取り組んでいくということも含めて、今議員ご指摘のとおりこれまでの対応のあり方がベストであったのか、そういうところにしっかりと意識を持ってこれからも綱紀肅正に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 村上市が合併する前の平成18年の11月7日に総務省の総務事務次官名でこういうような通達、つまりは合併して旧市町村単位と一緒に職員が仕事しなければだめな時期を迎えたわけですので、そのときにこういうような今私が言ったようなその公務員の倫理の確立は適正な醸成、執行体制の実現を図り、地方行政及び地方公務員に対する信頼回復に努めていかなければだめだという通達があるわけなので、それらを含めてもう少し村上市が、絶対ないということは私は言えない部分もあるとは思いますが、できれば例えば副市長が内政をもう少し充実させるとか、そういうような形の立場で市の職員の緊張感を醸成するとか、そういうようなことはできないものかどうか、副市長にちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 今回の件に関しましても、私も職員に対する指揮監督に不足があったということでの反省をしております。今議員がご指摘されましたように、それぞれの職場でしっかりと頑張っている職員に対しましてももう少し心配りをしながら、今後目配り、気配りを徹底していけるように私としても努力をしていきたいというふうに思います。

○19番（長谷川 孝君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 10番、高田晃君。

○10番（高田 晃君） 今ほど諸般の報告で市長からるる説明がありました。冒頭の件であります、今の長谷川議員とダブる点もあると思いますが、消防職員、聞くと23歳の若者であると。これから前途洋々たる将来を持った職員であります。発生から3週間以上その審議をして、多分市長も苦渋

の決断でこの判断をしたのではないかというふうなことで思っておりますが、この経過ちょっともう少し詳しくお話ししていただきたいのですが、当然過去の事例、私の記憶だと平成26年、平成24年には同じような飲酒運転での事故、このときはたしか停職6カ月ということで、それからこの飲酒に対しての世論、情勢かなりやはり厳しい措置になってきているということは十分承知しておりますが、この懲戒審査委員会での審議、そして多分この結論に至るまで関係機関への判断等仰いだのではないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 今高田議員おっしゃいましたとおり、直前では平成24年が停職、平成26年のときは懲戒免職という懲戒処分を実施させていただきました。この件につきましては、今ほどのご質問ありましたように、非常に重い処分の案件ということで、3週間ほどちょっと時間をいただきました。判例等さまざまなものを調べさせていただきましたし、知見のある方に意見をちょっとお聞きしたというところで、まさしく苦渋の、時間のかかった分は、そこに慎重な結論に至るまでの判断材料を集めて市長に判断いただいたというところであります。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○10番（高田 晃君） 近年さまざまな職員の不祥事、非違行為が続いているわけです。先ほどの長谷川議員からも、綱紀粛正についての提案がありました。市長常々チーム村上というふうなことで、職員一丸となって政策目標に向かって進むのだというふうなお話を伺っています。消防職員であれ、一般行政職員であれ、村上市のチームとして、よく言われるように1人はみんなのために、みんなは1人のためにというふうなワンチームの意識がどうも最近、市長の思いが末端の職員まで届いていないのではないかなというふうに思います。今後綱紀粛正も含めて、そのコンプライアンスの遵守あるいはチーム一丸となった体制への再編づくり、この辺市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今議員お話しされましたとおり、常にそういう意識で物事には取り組んでいるつもりであります。その結果、私の思いを共有できない部分があるということにつきましては、少なからずあるのかもしれませんが、また私もいろいろと検証させていただきたいというふうに思っておりますが、いずれにしても公務員である以上、本人の意識として、これは絶対だめなのだということがなければだめです。そのことを一人一人がしっかり意識をした上でチームとして前に向かって進んでいく、こういうあり方なのだろうというふうに思っておりますので、その個々の個人の資質の部分にまず足りないところがあるのであれば、また我々の指導監督の方法も含めて足りないところがあるのだろうというふうに思っております。

私たちは、いずれにしても市民の福祉向上のためにこの任に当たっているわけでありまして、これは、職員も全てそうでありますので、その一人一人の意識をしっかりと高めていくことはも

ちろんでありますけれども、それが全て総合した力となって市民の福祉向上に向くという、この組織づくりについては、これからもしっかりと取り組みを進めたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○10番（高田 晃君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 2番、河村幸雄君。

○2番（河村幸雄君） おはようございます。建物火災についてでありますけれども、那覇市の首里城で正殿など焼失した火災を受け、消防庁、文化庁は全国の市町村に重要文化財建造物の防火対策を立入検査または指示、指導を行った。当市においても同様なことが行われたのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（鈴木信義君） 議員の今おっしゃることなのですが、当本部ではそれに対しての特別査察は行っておりません。ただ、年間を通じて必ず1回の査察というのは入っております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○2番（河村幸雄君） この火災は、本当に人ごとではない。重要な遺産を守っていかなくてはと改めて意識したわけでございますけれども、文化財の防火体制は大丈夫なのか。各地域の消防団、消防本部の連携強化、連絡体制、訓練等、これから冬場に特に暖房器具を使う時期ですので、改めて強化を進めていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（鈴木信義君） 議員のおっしゃるとおり、各対象物のほうにはこれから暖房器具等が大変多く使われますので、火災等の発生のないよう注意喚起したいと思います。

○2番（河村幸雄君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第4 請願第1号 生活保護基準引下げ中止を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第1号 生活保護基準引下げ中止を求める請願書を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 特にごございません。何回も出しています。

○議長（三田敏秋君） それでは、ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則の規定により請願文書表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第5 請願第2号 国民健康保険税(料)を協会けんぽ並みに引き下げを求め
る請願書

○議長(三田敏秋君) 日程第5、請願第2号 国民健康保険税(料)を協会けんぽ並みに引き下げを求めを請願書を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

○14番(竹内喜代嗣君) 先ほども申し上げたように、何回も請願を出して議論してまいりましたので、特に補足説明はございません。

○議長(三田敏秋君) ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則の規定によりまして請願文書表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第6 報第23号 専決処分の報告について

報第24号 専決処分の報告について

報第25号 専決処分の報告について

○議長(三田敏秋君) 日程第6、報第23号から報第25号までの3議案は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました報第23号から報第25号までにつきまして、一括してご報告を申し上げます。

本案は、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため専決処分したものであります。

最初に、報第23号は、令和元年7月1日、新潟市中央区幸西二丁目地内におきまして、公用車を運転中の職員が赤信号のため交差点で停止し、助手席の書類を確認していたところ、足をブレーキペダルから離れたことから、クリープ現象により前進し、相手方車両に追突し、双方の車両が損傷したものであります。本件事故は、職員が運転操作を誤り、停止中の相手方車両に追突したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕費及び代車費用として44万3,956円を賠償するものであります。

次に、報第24号は、令和元年9月2日、村上市佐々木地内のいろむすびの宿駐車場におきまして、職員が公用車で発車しようとしたところ、左側に駐車中の相手方車両に接触し、双方の車両が損傷したものであります。本件事故は、職員が運転操作を誤り、駐車中の相手方車両に接触したもので

あり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕費として5万1,796円を賠償するものであります。

次に、報第25号は、令和元年10月13日、村上市蒲萄地内におきまして、村上市営蒲萄スキー場の案内看板の支柱が腐食していたため強風により倒れ、隣接の相手方所有の車庫の窓ガラス及び外壁を破損させたものであります。本件事故は、管理上の瑕疵により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車庫の修繕費として14万6,300円を賠償するものであります。

以上、ご説明をさせていただきました3件につきましては、いずれも示談が成立したことから、このたび報告するものであります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

25番、板垣一徳君。

○25番（板垣一徳君） おはようございます。市長、まことに残念だ。この今の事案だけではなくて、今までの議会の中でもそうですが、先ほどの議員からのこの不祥事の問題、そしてこのたびこの3件の事案がいわゆる相手方の責めを帰すべき事由がないということなのです。100%悪いということなのです。しかも、交差点で停止中に自分の書類をして、車が一人で、80の老人が前へ進んだとは違うのです。もう少しこれ市長、市長はもちろんでありますが、人ごとではないと思うのです。やっぱり課には課長、係長、補佐、責任過程の方がたくさんおります。それよりも誰よりも、全責任は市長なのです。もう少し気持ちを入れかえてやらないと、市民から批判もらいます、これ。どう思いますか、市長。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まさにご指摘のとおりだというふうに思っております。私も、これをゼロにすべく日々取り組んでいるつもりでありますけれども、まだその実現には至っていないというのが現実であります。この現実をしっかりと見て、これがゼロになるように、これからその取り組みさらに加速をし、これまで以上の決意を持って望みたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 板垣一徳君。

○25番（板垣一徳君） 総務課長にちょっと。総務課長は、これもまた課がたくさんありますけれども、ここへ皆さん答弁課長が30人いるのです。その最も責任ある総務課長がやっぱり課長方としっかり連携をして、民間会社と同じようにミーティングをしているのですから、心と心とつながらなければ下まで届きません。これひとつ今市長のこれからゼロにするように努力するという答弁ですので、そのように課長に、この課長方と心を通じ合って、そして下までちゃんと浸透させる。もっと厳しい態度で臨むという答弁してください。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 議員ご指摘のとおり、常日ごろの私ども管理職の立場としての部下に対

する運転時の、毎回注意欠けているかどうかチェックしなければならないところあるかと思います。
市長答弁のとおり、ゼロに向けて努力させていただきたいと思います。

○25番（板垣一徳君） まず、よろしく、しっかりとやってください。

終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第7 議第134号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第135号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第134号及び議第135号の2議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第134号及び議第135号の2議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会のご意見を求めるものであります。本市区域に法務大臣から委嘱をされております人権擁護委員のうち、1名の方が令和元年9月2日にお亡くなりになり、また1名の方が令和元年9月30日付で辞任されたため、現在2名欠員となっております。議第134号におきましては、亡くなられた故細野忠行氏の後任として加藤直子氏を、議第135号におきましては、辞任された渡邊正士氏の後任として佐野一彦氏をいずれも適任と考え、推薦するものであります。略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

21番、佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） それでは、これ決して反対するものではないのですが、推薦方法のその経緯としてどういう、例えば地区ごとだとかいろんな分野だとか、その推薦の方法、推薦の経過、経緯みたいながあると思うのですが、どういう経緯の中で人選されてきたものですか。市長がいきなりこの人なんて言うわけがないので、どういう経緯で来たのか、それをちょっとお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（八藤後茂樹君） 委員の候補者につきましては、現在も在籍されております委員さん、

あるいはそのほかさまざまな関係の人の方からいろいろ情報をいただきまして、そして個別に当たって人選をさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） では、地区別だとか団体みたいなのところの、割り当てという表現うまくないけれども、そういうところからの推薦というようなわけではなくて、個別、個人をそういう地区だとか団体にこだわらずに紹介や何かで人選してきたと、そういうことですね。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（八藤後茂樹君） 担当の区域みたいのがありまして、おおむねその区域内から人選をするようにはしております。

○21番（佐藤重陽君） わかりました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第134号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第134号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第135号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第135号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第8 議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定

について

議第137号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第138号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定について

議第139号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

議第140号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第141号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第142号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例の一部を改正する条例制定について

議第143号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第136号から議第143号までの8議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第136号から議第143号までの8議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第136号は、村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてであります。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から非常勤職員の適正な任用と勤務条件を確保することを目的に会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものであります。

次に、議第137号は、村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行を受け、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額について改正するものであります。

次に、議第138号は、村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、条例で引用している条文の条項ずれが生ずること

から、所要の改正を行うものであります。

次に、議第139号は、村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、令和2年4月から公営企業会計となります下水道事業と水道事業の連携を強化し、事業を円滑に運営するため、現行の水道局と下水道課を上下水道課として一つの課に統合するものであります。

次に、議第140号は、村上市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から非常勤特別職の任用要件が厳格化されることに伴い、非常勤特別職でなくなる職名について別表から除くものであります。

また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行を受け、選挙管理委員会投票管理者などの報酬額について、あわせて改正をするものであります。

次に、議第141号は、村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容につきましては、1点目といたしまして、新潟県人事委員会の給与勧告に準じ、給料表の引き上げ改定を行うもので、平成31年4月1日に遡及し、適用しようとするものであります。

2点目といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第142号は、村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、村上総合病院移転新築事業費補助金の本年度交付予定額の一部に優良債である過疎対策事業債の発行の同意をいただいたことから、基金の限度額について本年度の交付予定額から起債充当額を差し引いた残額と来年度交付予定額の合計額に変更するものであります。

議第143号は、村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。災害援護資金に係る償還金の支払い猶予及び償還免除の制度については、これまで政令に規定されていましたが、災害援護資金の貸し付けを受けた人にとって重要な制度であり、法律上明確であることが望ましいことなどを踏まえ、法律に規定され、あわせて償還免除事由の拡大や市町村が償還金の支払い猶予及び償還免除を判断するために必要な報告等を求めることができる規定が追加されたため、引用部分の整理を行うものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） まず最初に、議第136号からお聞きしたいのですけれども、今まで議第140号

にのっている非常勤特別職のうち、学童保育、児童館、旧村上市の場合には主任指導員と指導員が非常勤特別職だったわけですね。その指導員と主任指導員の、ちょっと確認なのですが、指導員は今まで非常勤特別職ですと14万4,100円、それが今回のその7.5時間計算でいくと、1級の13号に当たると。1級の13号というのは、16万100円なのだけれども、8分の7.5時間ですから14万4,606円で、まず下がらないで500円ぐらい上がると。それで、その500円上がるのにプラス通勤手当とそれから期末手当がふえるのだということ間違いはないですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 間違いございません。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） それと、もう一つちょっと私心配なのは、例えば学童保育所の場合ですと、山北地区とか神林地区というのは指定管理に出されていますよね。それで、それぞれ契約期間が違うのですが、今までのその山北地区ですとまだ契約が始まったばかりか。それで、神林の希楽々の場合には、来年の3月31日で終わってまた新しく更新すると。この辺の委託料には、例えば期末手当とか皆勤手当とか、そういうものというのはどういうふうな形で対応されるのかお聞きしたいのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 議員ご指摘のとおり、同じ業務をやっている。その課題が実は私どもも捉えておまして、担当課のほうからも相談を受けておりますので、今ここでどうしますということのご答弁はできませんけれども、その問題についてはちゃんと情報を共有しております。何かの形で対応したいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） わかりました。

最後に、議第140号について、先ほどですと消費生活相談員からずっとあともうなくなってしまうわけですね、今まで非常勤特別職にあったの。この人たちの、例えば交通安全指導員月2万8,000円とか2万6,000円とかというの、ではパートの任用職員とかというふうな形になるのですか、その辺ちょっと教えてくださいか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 自治法上、地方公務員法上、会計年度任用職員として任用しなさいということですので、今まで非常勤のこの今回議第140号でお願いしているところに職名という形でお呼びされていた方、あしたから会計年度任用職員ですみたいな呼び方はしなくて、雇用の、任用の形態が会計年度任用職員に変わると。ですので、4月1日から呼び方、呼称等が変わるというような予定は現在のところ考えておりません。

○19番（長谷川 孝君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第136号から議第143号までの8議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

午前11時10分まで休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 議第144号 下越障害福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

議第145号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議第146号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第144号から議第151号までの8議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第144号から議第151号までの8議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第144号は、下越障害福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてであります。本案は、令和2年3月31日をもって解散する新発田地域老人福祉保健事務組合の共同処理事務を下越障害福祉事務組合が承継することから、規約にその事務を追加するものであります。

また、複合的一部事務組合となることから、追加する事務の議決の特例についても規定し、あわ

せて組合の名称を下越障害福祉事務組合から下越福祉行政組合に変更するものであります。

次に、議第145号は、村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。令和2年12月に開院予定の村上総合病院内に病児保育施設を設置する予定としていることから、関係する規定を追加するとともに、施設の利用方法について所要の改正を行うものであります。

次に、議第146号は、村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。本市が設置するデイサービスセンターの休館日につきましては、利用者の状況や運営の実情等を勘案し、毎年度指定管理者からの協議を受け、一部の施設で休館日を変更してまいりました。この取り扱いにつきましては、利用者にも定着してきていることから、休館日の規定を改正し、令和2年度から運用しようとするものであります。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成26年に施行され、介護保険法の一部が改正されたことにより、通所介護のうち利用定員が18人以下の施設につきましては、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として位置づけられたところであります。これにより、条例中地域密着型通所介護に係る規定を追加しようとするものであります。

次に、議第147号から議第151号までの5議案につきましては、令和2年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。指定につきましては、いずれも現在の指定管理者へ現指定期間に引き続いて指定しようとするものであります。

議第147号では、公募によらず指定しようとする福祉センターゆり花会館を5年間、議第148号では公募によらず指定しようとする神林いこいの家を3年間、議第149号では公募により指定しようとするあらかわ病児保育センターを5年間、議第150号では公募によらず指定しようとする神林学童保育所を5年間、議第151号では公募によらず指定しようとする村上市コミュニティデイホームを3年間の指定管理期間とし、指定を行おうとするものであります。

なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、あわせてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第144号から議第151号までの8議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

- 日程第10 議第152号 市道路線の認定について
議第153号 市道路線の変更について
議第154号 村上市下水道事業の設置等に関する条例制定について
議第155号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第156号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第157号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第158号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第152号から議第158号までの7議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第152号から議第158号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第152号は、市道路線の認定についてであります。本案は、一般県道岩船港線松山バイパスの整備に伴い、県から現在の道路の引き渡しを受ける1路線について、新たに認定するものがあります。

次に、議第153号は、市道路線の変更についてであります。本案は、塩町地内の民間開発による現在の道路のつけかえに伴い終点を変更するものが1路線、また笹平地内において路線の一部に民地を供用していたことから、公図との整合を図り終点を変更するものが1路線であります。

次に、議第154号は、村上市下水道事業の設置等に関する条例制定についてであります。下水道事業につきましては、平成27年1月に総務省から公営企業会計の適用に取り組むよう要請があったことに基づき、本市においてもその適用に向け取り組んできたところであり、本条例の制定により下水道事業に公営企業会計を適用しようとするものであります。

具体的には、これまで村上市下水道事業特別会計と村上市集落排水事業特別会計で行ってまいりました事業について、両事業を合わせて村上市下水道事業とし、地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定を適用するもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議第155号は、村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。議第154号と同様に簡易水道事業につきましても、平成27年1月に総務省から公営企業会計の適用に取り組むよう要請があったことに基づき、本市においてもその適用に向け取り組んできたところであり、本条例の一部改正により簡易水道事業に公営企業会計を適用しようとするものであります。

具体的には、これまで村上市簡易水道事業特別会計で行ってまいりました事業について、村上市簡易水道事業とし、地方公営企業法を適用するもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議第156号から議第158号までの3議案につきましては、令和2年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。

議第156号では、公募により指定しようとする笹川流れ夕日会館及び桑川駅前広場駐車場を笹川流れ観光開発へ5年間、議第157号では公募によらず指定しようとする山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」を現在の指定管理者へ現指定期間に引き続いて3年間、議第158号では公募によらず新たに指定管理を行おうとする大津クロッカス農村公園を大津区へ10年間の指定管理期間とし、指定を行おうとするものであります。

なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、あわせてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） 議第156号の公の施設に係る指定管理者の指定についての質問なのですが、この笹川流れ夕日会館に関しましては、今までさんざん議会でも議論してきた経緯があります。その中で、ようやく指定管理者が選定されたことは喜ばしいことだというふうに思っているのですが、この受け手となる笹川流れ観光開発のその概要と、今回指定管理期間を5年間に設定した、私今までの経験からすると、初めての指定管理者に選定された団体に関しては、その状況を勘案しながらということで、3年間というふうなことが今までなされてきたかと思うのだけれども、今回これを5年間と長い期間に設定した経緯に関してお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（大滝 寿君） まず、この団体の構成でございますけれども、主なというか、団体構成員としては6名ほどございまして、ほぼほぼ山北の商工会の地元の方たちの有志で組織した団体でございます。

それから、指定期間の5年という部分につきましては、私どもも当初関係のところとも相談したのですが、夕日会館自体の指定管理の実績がもう過去から続いているというようなことがございまして、3年にするか5年にするかということがございましたけれども、今回は5年ということで選定というか、設定させていただきました。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） これ、本当に老婆心になるかもしれないのだけれども、この団体、いわゆる

任意団体ですよ。会社組織ではない団体で、有志5人の方で運営していくと言われても、なかなかその5年間という長い期間にわたっての運営が円滑な運営ができるのかというのは、やっぱり私なんかからするとちょっと一抹の不安があるのです。それらに関して、例えば瑕疵とかそういうものに関して、契約期間内にその事業が継続できないような状況が陥るということは理事者側として想定されましたか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（大滝 寿君） 一応条件の中というか、指定管理の選定をするための要件の中には、仕様書というような形でそういう形、いろんな形を想定した中で定めさせていただいておりますし、構成員の中には多種業者、会社経営者等がそろっておりますので、私最初からだめだとかという話には当然できないものですから、今回このような決定をさせていただいたということでございます。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） この辺、本当に今までの利用状況から見てもなかなか冬期間の部分とか厳しい部分があったので、それをいかに穴埋めしていくかというのは、これからのこの経営陣のほうの判断になるかと思うのだけれども、本当にこの施設、村上市の大事な施設ですので、我々も利用する機会をつくりたいと思いますし、市民の方に改めてPRしていくのも大切だかというふうに思っていますけれども、その辺の意気込み、担当課長からひとつお願いします。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（大滝 寿君） 大変ありがとうございます。私どもも、決して企業に任せきりではなく、十分かわった中でいろんなご相談をさせていただきながら、うまく運営できるような形で努めさせていただきたいと思っております。

○7番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第152号から議第158号までの7議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第11 議第159号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第8号）

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第159号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第159号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和元年度村上市一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ16億8,130万円を追加し、予算の規模を351億2,230万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第10款地方交付税では普通地方交付税4億7,730万4,000円を、第14款国庫支出金では生活保護費等負担金などで9,419万2,000円を、第15款県支出金では障害者自立支援給付費負担金などで5,853万6,000円を、第18款繰入金では基金の限度額変更により新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金繰入金10億4,910万円を、第19款繰越金では前年度繰越金2,837万1,000円をそれぞれ追加し、第21款市債では対象事業費の確定により3,090万円を減額しようとするものであります。

歳出におきましては、各款にわたり人事異動や給与改定等に伴う職員人件費の調整を行ったほか、第2款総務費では生活交通確保対策事業経費の費用負担の追加などで4,161万8,000円を、第3款民生費では障害者自立支援経費や生活保護扶助費の増などで3億3,698万4,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第4款衛生費ではごみ清掃対策経費などで379万3,000円を、第6款農林水産業費では集落排水事業特別会計繰出金などで1,687万円をそれぞれ減額し、第8款土木費では除雪対策経費に除排雪委託料の増額などで3億4,222万9,000円を追加し、第10款教育費では市内遺跡埋蔵文化財発掘調査事業経費の事業費調整などで6,392万8,000円を減額し、第13款諸支出金では新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金の限度額変更に伴う財政調整基金及び減債基金への積立金として10億4,910万円を追加しようとするものであります。

第2条、債務負担行為の補正は、福祉センターゆり花会館指定管理料ほか9件の追加を、第3条、地方債の補正は道路橋りょう債ほか2件の限度額の報告をするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております令和元年度村上市一般会計補正予算（第8号）の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といた
します。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、令和元年度村上市一般会計
補正予算（第8号）の審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思いま
す。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任につい
ては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を
除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任さ
れました。

ただいま議題となっております議第159号については、予算付託表のとおり会議規則の規定によっ
て一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第12 議第160号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
議第161号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第162号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第163号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第164号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第165号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第166号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第167号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第160号から議第167号までの8議案は、いずれも令和元年度各
特別会計並びに上水道事業会計の補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第160号から議第167号までの8議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第160号から議第167号までは、いずれも令和元年度特別会計補正予算並びに上水道事業会計補正予算であります。

最初に、議第160号は、令和元年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ980万円を追加し、予算の規模を5億2,310万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第4款繰越金で前年度繰越金980万円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整及び山北地区、朝日地区施設維持管理経費などで981万3,000円を追加しようとするものであります。

次に、議第161号は、令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ420万円を追加し、予算の規模を64億1,770万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第4款国庫支出金では社会保障税番号制度システム整備費補助金88万円を追加し、第7款繰入金では財政安定化支援事業繰入金などで3,155万2,000円を減額し、第8款繰越金では前年度繰越金3,487万2,000円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費では職員人件費の調整などにより329万3,000円を減額し、第7款諸支出金では保険給付費等交付金償還金756万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、議第162号は、令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,410万円を追加し、予算の規模を7億2,380万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金では一般会計繰入金169万4,000円を、第4款繰越金では前年度繰越金1,240万6,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整により169万4,000円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金では同納付金1,236万6,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第163号は、令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ770万円を減額し、予算の規模を79億9,200万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第4款国庫支出金では地域支援事業交付金5万4,000円を、第6款県支出金では地域支援事業交付金2万5,000円を、第8款繰入金では一般会計繰入金762万1,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費では職員人件費の調整などにより747万2,000円を、第3款地域支援事業費では職員人件費の調整により13万4,000円を、第7款予備費では調整により9万4,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

第2条、債務負担行為の補正は、準備契約に伴う通所型介護予防事業利用者送迎マイクロバス運転業務委託料の追加であります。

次に、議第164号は、令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,430万円を追加し、予算の規模を46億2,600万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第5款繰越金で前年度繰越金1,430万円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款下水道費で消費税の確定及び職員人件費の調整などにより1,427万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、議第165号は、令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ230万円を減額し、予算の規模を12億6,540万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款県支出金で農業集落排水事業費補助金43万8,000円を、第4款繰入金では一般会計繰入金1,222万6,000円をそれぞれ減額し、第5款繰越金では前年度繰越金1,036万4,000円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款集落排水費で職員人件費の調整などにより235万4,000円を減額しようとするものであります。

次に、議第166号は、令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ570万円を減額し、予算の規模を4億7,790万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第2款使用料及び手数料で水道使用料560万円を、第3款繰入金では一般会計繰入金10万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

歳出におきまして、第1款総務費では消費税の確定及び職員人件費の調整などにより499万円を、第2款施設費では職員人件費の調整により140万5,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

また、第4款予備費では69万5,000円を追加しようとするものであります。

最後に、議第167号は、令和元年度上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益

的収入及び支出におきましては、収入において他会計補助金 5 万 2, 000 円を減額し、総額 11 億 4, 727 万 7, 000 円にしようとするものであります。

また、支出においては、修繕費 920 万円、組織統合に要する経費 195 万 2, 000 円、職員人件費の調整による 355 万 7, 000 円を追加し、総額 10 億 9, 527 万 4, 000 円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきましては、支出において職員人件費の調整により 3 万 3, 000 円を追加し、総額 6 億 4, 961 万 3, 000 円とし、5 億 8, 200 万 3, 000 円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税等資本収支調整額 2, 440 万 7, 000 円、当年度分損益勘定留保資金 4 億 5, 081 万 2, 000 円、減債積立金 3, 000 万円及び建設改良積立金 7, 678 万 4, 000 円で補填しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 160 号から議第 167 号までの 8 議案については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、5 日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午前 11 時 40 分 散 会